

入札説明書類

件名：令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

令和4年4月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書	1部
②仕様書	1部
③契約書(案)	1部
④質疑書	1部
⑤ご担当者連絡先	1部
⑥競争参加資格確認関係書類	1部
⑦誓約書	2種
⑧保険料納付に係る申立書	1部
⑨入札書	1部
⑩入札書等記載要領	1部
⑪入札辞退届	1部
⑫委任状	1部
⑬年間委任状	1部

①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。

④～⑤：期限(令和4年4月27日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥～⑧：期限(令和4年5月12日)までに提出すること。

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和4年5月16日)を厳守すること。

⑪：応札しない場合、令和4年5月16日までに提出すること。

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和4年5月17日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）」に係わる入札公告（令和4年4月20日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

(1) 契約件名 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 自：契約締結日 至：令和4年7月19日

(4) 履行場所 東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のB～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

（1）質疑書・ご担当者連絡先

令和4年4月27日（水）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部健栄研会計課 ei_ken-kai_kei@ni_biohn.go.jp

2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和4年5月12日（木）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に關し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

（3）入札書

提出期限は令和4年5月16日（月）17時00分（郵送の場合も同様）
詳細は下記5を参照。

（4）入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和4年5月16日）までに提出すること。

（5）委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和4年5月17日）に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

（1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所

総務部健栄研会計課

電話03-3203-5721

（2）入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年5月17日開札 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約） 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年5月17日開札 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約） 入札書在

中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続き

（1）開札の日時及び場所

令和4年5月17日（火）14時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所

会議室（管理棟3階）

（2）開札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（3）落札者の決定方法

①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。

②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。

③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。

④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役

が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

契 約 書(案)

収入印紙

1. 件 名 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

2. 履 行 場 所 東京都新宿区戸山1丁目23番1号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所

3. 契 約 期 間 自 契約締結日
至 令和4年7月19日

4. 履 行 期 限 上記契約期間中、国立健康・栄養研究所が指定する日
(仕様書参照)

5. 契 約 金 額 別紙参照

6. 契約保証金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは令和3年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

(禁止又は制限される行為)

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(守秘義務)

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲及び受診した個人の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。
3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(遅滞料)

第8条 甲は、乙が履行期限内に成果物を提出しないときは、期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(甲の解除権及び違約金)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責により本契約書第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。

二 本契約書第2条及び第3条の規定に違反したとき。

三 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたときは、乙はその損害に対し、損害賠償金を支払わなければならない。

2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(危険負担)

第12条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、契約の履行ができなくなった場合には、乙は当該契約を履行する義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った

とき。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第18条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第20条 甲は、第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(再委託)

第22条 乙は委託業務の全部を第三者に委託することができない。

- 2 乙は、再委託する場合には、別途甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第23条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、別途再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(協議)

第24条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

●一般定期健康診断 年1回

検査項目名	検査内容	単価
一般定期健康診断	【全員対象】(人間ドック受診者を除く) ①内科診察(既往歴及び業務歴の調査(喫煙歴及び服薬も含む)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査) ②身長、体重測定 ③視力測定 ④聴力測定 ⑤血圧測定 ⑥尿検査(糖、蛋白、ウロビリノーゲン) ⑦胸部エックス線検査 ⑧血液検査(赤血球数、ヘモグロビン、白血球数、血小板数、ヘマトクリット、GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン、ヘモグロビンA1c、血糖)	円
	⑨腹囲	円
	⑩心電図検査	円
	【希望者】 ⑪胃部レントゲン(35歳及び40歳以上)	円
	⑫便潜血検査 1回法 (40歳以上)	円
	⑬喀痰検査 (40歳以上)	円

●特殊健康診断 年2回

検査項目名	検査内容	価格
特定業務従事者健康診断 ※労働安全衛生規則第45条	特定業務【別表3】に従事する者について一般定期健康診断と同項目の検査ただし、胸部エックス線検査、胃部レントゲン、便潜血検査及び喀痰検査については年1回(一般定期健康診断へ再掲)	上記の一般定期健康診断に含む
有機溶剤等健康診断 (基本項目) ※有機溶剤中毒予防規則第29条	問診 ①業務の経歴の調査 ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ④自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	円
	リスト中30の溶剤(NNジメチルホルムアミド)を使用する者 (尿中N-メチルホルムアミド)	円
	リスト中39の溶剤(ノルマルヘキサン)を使用する者 (尿中2-5-ヘキサンジオン)	円
	リスト中37の溶剤(トルエン)を使用する者 (尿中馬尿酸)	円
	リスト中11の溶剤(キシレン)を使用する者 (尿中メチル馬尿酸)	円
	リスト中6,7,8,9の溶剤を使用する者	円
	リスト中10,12,13,28,の溶剤を使用する者 (肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP))	円
	クロロホルムほか9物質の特別有機溶剤【別表2】の含有率(量)に応じた、「特定化学物質健康診断」と「有機溶剤等健康診断」の検査 問診 肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP) 尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	円
	特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断 ※特定化学物質障害予防規則第41条の2及び有機溶剤中毒予防規則第29条準用	円
	電離放射線健康診断 ※電離放射線障害防止規則第56条	問診 ⑤被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価 ⑥白内障に関する眼の検査(水晶体の混濁の有無) ⑦皮膚の検査(発赤、乾燥又は縦じわ、潰瘍、爪の異常の有無) 血液検査 ⑧白血球数及び白血球百分率の検査 ⑨赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査 ※ 医師の診断(異常なし、要精密検査、要治療等)を記入すること

仕様書

1. 件名

令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

2. 目的

職員の健康の保持増進に必要な一般定期健康診断及び特殊健康診断を実施し、健康診断結果に基づき、精密検査・保健指導等を実施し、職員の疾病等の早期発見、早期治療に繋げることを目的とする。

3. 履行時期

(1) 一般定期健康診断

令和4年6月6日（月）若しくは6月13日（月）に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所（以下、健栄研という）にて1日で実施。なお、定期健康診断実施日に受診できなかった者は、受注者の指定する医療機関で必ず6月中に受診するものとする。（日程の詳細については、健栄研担当者（以下、担当者という）と調整の上、決定する）

(2) 特殊健康診断

令和4年6月6日（月）若しくは6月13日（月）に健栄研にて1日で実施。なお、特殊健康診断実施日に受診できなかった者は、受注者の指定する医療機関で受診するものとする。（日程の詳細については、担当者と調整の上、決定する）

4. 健康診断検査項目、対象者及び受診予定者数

別紙のとおり。ただし、受診予定者数については、昨年度の健康診断受診者数を参考に記載していることより、最低受診人数を保証するものではない。

5. 健康診断実施場所

東京都新宿区戸山1-23-1

厚生労働省戸山研究庁舎内会議室

（胸部X線検査、胃検診は戸山研究庁舎敷地内の健栄研の指定する場所）

6. 健康診断実施内容について

(1) 検査等に必要な機材・物品（検査容器等を含む）等は、全て受注者で準備すること。

- (2) 会場設営及び原状復帰については、担当者の指示のもと、受注者において受付開始時間の 15 分前までに健康診断会場の設営を完了し、健康診断終了後は速やかに原状に戻すこと。なお、設営にあたっては、受診者のプライバシーに配慮した配置で行うこと。
- (3) 健康診断日の 1 日当たりの医師スタッフ数は、各健康診断の円滑な実施に必要な人数を担当者と協議の上決定するものとする。
- (4) 一般定期健康診断の対象者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する特定健康診査の標準的な質問項目として、厚生労働省が示している内容を盛り込んだ健康診断受診票（以下「受診票」という。）を作成すること。また、その他の健康診断についても、必要な受診票を用意すること。内容については、事前に担当者と協議のうえ決定すること。
- (5) (4) の受診票（全職員）を健康診断実施日の 1 週間前までに健栄研に納品すること。
- (6) 胸部エックス線検査は、レントゲン車で行うこととし、受診者数に応じて適宜必要台数を確保すること。降雨時においても検査に支障がないよう雨傘等は受注者で準備すること。

7. 健康診断結果の報告について

健康診断結果については次の報告書等を作成し、7月19日までに担当者へ電子媒体及び紙媒体にて提出すること。なお、当該提出の2週間前までに報告書案を担当者に提出し、内容に関して確認を受けること。

- (1) 健康診断受診者の結果に関する報告書
 - ① 総合統計表
 - ② 有所見者一覧表 1部
 - ③ 受診者一覧表 1部
 - ④ 個人結果票（受信者本人用） 1部 : 受信者ごとに封入し氏名等表示
 - ⑤ 個人結果票（職場保管用） 1部

ただし、特殊健康診断については①・②の作成を必須としない。
- (2) 労働基準監督署へ提出する報告書
 - ① 定期健康診断結果報告書
 - ② 有機溶剤等健康診断結果報告書
 - ③ 電離放射線健康診断結果報告書
 - ④ 特定化学物質健康診断結果報告書

8. 健康診断費用の請求について

契約単価に受診人数を乗じて算出すること。

9. その他

- (1) 受診対象者年齢について
令和5年3月31日現在とする。
- (2) 健康診断結果等の保管について
健康診断結果及び各種集計データは契約期間満了日から5年間保管することとし、その期間内は担当者の求めに応じ速やかに提出すること。
- (3) 事故の防止と補てん
本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。
なお、万一、次の各号の事故が生じた時は、受注者において、賠償、修繕及び弁償すること。
 - ① 第三者、来訪者、基盤研職員およびその関係者、受注者職員の人身事故
 - ② 健栄研（厚生労働省戸山研究庁舎）敷地内の外構、通路、建物、それに付随する設備及び備品に対する事故
 - ③ その他受注者の管理責任に基づく事故
- (4) 留意事項
 - ① 本業務に関しては、受注者は関係法令に基づき適正に行うこと。
 - ② 業務上知ることのできた情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
 - ③ 指定した日数で確実に健康診断を実施できること。受診場所にくることができなかった者は、後日受診できる医療機関を指定すること。
 - ④ 経理事務担当者について1人定め、常に連絡のとれる体制をとっておくこと。
 - ⑤ 本仕様書に定めのない事項については、担当者の指示に従うこと。

以 上

【別紙】

●一般定期健康診断 年1回

(予定人数は令和2年度実績を参考に作成)

検査項目名	検査内容	前期	後期	合計
		予定人数	予定人数	予定人数
一般定期健康診断	【全員対象】(人間ドック受信者を除く) ①内科診察(既往歴及び業務歴の調査(喫煙歴及び服薬も含む)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査)	70 人		70 人
	②身長、体重測定	70 人		70 人
	③視力測定	70 人		70 人
	④聴力測定	70 人		70 人
	⑤血圧測定	70 人		70 人
	⑥尿検査(糖、蛋白、ウロビリノーゲン)	70 人		70 人
	⑦胸部エックス線検査	70 人		70 人
	⑧血液検査(赤血球数、ヘモグロビン、白血球数、血小板数、ヘマトクリット、GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン、ヘモグロビンA1c、血糖)	70 人		70 人
	【35歳及び40歳以上、ほか希望者】 ⑨腹囲	40 人		40 人
	⑩心電図検査	40 人		40 人
	【希望者】 ⑪胃部レントゲン(35歳及び40歳以上)	23 人		23 人
	⑫便潜血検査 1回法 (40歳以上)	23 人		23 人
	⑬喀痰検査 (40歳以上)	18 人		18 人

●特殊健康診断 年2回

検査項目名	検査内容	前期	後期	合計
		予定人数	予定人数	予定人数
特定業務従事者健康診断 ※労働安全衛生規則第45条	特定業務【別表3】に従事する者について一般定期健康診断と同項目の検査 ただし、胸部エックス線検査、胃部レントゲン、便潜血検査及び喀痰検査については年1回(一般定期健康診断へ再掲)	(2) 人	(2) 人	(4) 人
問診 ①業務の経歴の調査 ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ④自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)		12 人	12 人	24 人
有機溶剤等健康診断 (基本項目) ※有機溶剤中毒予防規則第29条	リスト中30の溶剤(NNジメチルホルムアミド)を使用する者 (尿中N-メチルホルムアミド) リスト中39の溶剤(ノルマルヘキサン)を使用する者 (尿中2-5-ヘキサンジオン) リスト中37の溶剤(トルエン)を使用する者 (尿中馬尿酸) リスト中11の溶剤(キシレン)を使用する者 (尿中メチル馬尿酸) リスト中6,7,8,9の溶剤を使用する者 血色素量及び赤血球量の検査 リスト中10,12,13,28,の溶剤を使用する者 (肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP))	1 人	1 人	2 人
特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断 ※特定化学物質障害予防規則第41条の2及び有機溶剤中毒予防規則第29条準用	クロロホルムほか9物質の特別有機溶剤【別表2】の含有率(量)に応じた、「特定化学物質健康診断」と「有機溶剤等健康診断」の検査 問診 肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP) 尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	10 人	10 人	20 人
電離放射線健康診断 ※電離放射線障害防止規則第56条	問診 ⑤被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価 ⑥白内障に関する眼の検査(水晶体の混濁の有無) ⑦皮膚の検査(発赤、乾燥又は縦じわ、潰瘍、爪の異常の有無) 血液検査 ⑧白血球数及び白血球百分率の検査 ⑨赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査 ※ 医師の診断(異常なし、要精密検査、要治療等)を記入すること	5 人	5 人	10 人

* 一般定期健康診断受診時は省略

●一般定期健康診断 年1回

(予定人数は令和3年度実績を参考に作成)

検査項目名	検査内容	前期	後期	合計
		予定人数	予定人数	予定人数
一般定期健康診断	【全員対象】(人間ドック受信者を除く) ①内科診察(既往歴及び業務歴の調査(喫煙歴及び服薬も含む)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査)	70 人		70 人
	②身長、体重測定	70 人		70 人
	③視力測定	70 人		70 人
	④聴力測定	70 人		70 人
	⑤血圧測定	70 人		70 人
	⑥尿検査(糖、蛋白、ウロビリノーゲン)	70 人		70 人
	⑦胸部エックス線検査	70 人		70 人
	⑧血液検査(赤血球数、ヘモグロビン、白血球数、血小板数、ヘマトクリット、GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン、ヘモグロビンA1c、血糖)	70 人		70 人
	【35歳及び40歳以上、ほか希望者】 ⑨腹囲	35 人		35 人
	⑩心電図検査	35 人		35 人
	【希望者】 ⑪胃部レントゲン(35歳及び40歳以上)	20 人		20 人
	⑫便潜血検査 1回法(40歳以上)	20 人		20 人
	⑬喀痰検査 (40歳以上)	15 人		15 人

●特殊健康診断 年2回

検査項目名	検査内容	前期	後期	合計
		予定人数	予定人数	予定人数
特定業務従事者健康診断 ※労働安全衛生規則第45条	特定業務【別表3】に従事する者について一般定期健康診断と同項目の検査 ただし、胸部エックス線検査、胃部レントゲン、便潜血検査及び喀痰検査については年1回(一般定期健康診断へ再掲)	(2) 人	人	(2) 人
問診 ①業務の経歴の調査 ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ④自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)		12 人	人	12 人
有機溶剤等健康診断 (基本項目) ※有機溶剤中毒予防規則第29条	リスト中30の溶剤(NNジメチルホルムアミド)を使用する者 (尿中N-メチルホルムアミド)	0 人	人	0 人
	リスト中39の溶剤(ノルマルヘキサン)を使用する者 (尿中2-5-ヘキサンジオン)	5 人	人	5 人
	リスト中37の溶剤(トルエン)を使用する者 (尿中馬尿酸)	0 人	人	0 人
	リスト中11の溶剤(キシレン)を使用する者 (尿中メチル馬尿酸)	2 人	人	2 人
	リスト中6,7,8,9の溶剤を使用する者 血色素量及び赤血球量の検査	0 人	人	0 人
	リスト中10,12,13,28,の溶剤を使用する者 (肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP))	0 人	人	0 人
特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断 ※特定化学物質障害予防規則第41条の2及び有機溶剤中毒予防規則第29条準用	クロロホルムほか9物質の特別有機溶剤【別表2】の含有率(量)に応じた、「特定化学物質健康診断」と「有機溶剤等健康診断」の検査			
	問診	10 人	人	10 人
	肝機能検査(GOT, GPT, γ-GTP)	10 人	人	10 人
	尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	10 人	人	10 人
電離放射線健康診断 ※電離放射線障害防止規則第56条	問診 ⑤被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価 ⑥白内障に関する眼の検査(水晶体の混濁の有無) ⑦皮膚の検査(発赤、乾燥又は縦じわ、潰瘍、爪の異常の有無) 血液検査 ⑧白血球数及び白血球百分率の検査 ⑨赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査 ※ 医師の診断(異常なし、要精密検査、要治療等)を記入すること		5 人	5 人

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年4月27日（水）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健栄研会計課 ei ken-kai kei @ni bi ohn. go. jp

ご担当者連絡先

件名：令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年4月27日（水）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健栄研会計課 ei ken-kai kei @ni bi ohn. go. jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和4年5月12日（木）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなる場合、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

金 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

●一般定期健康診断 年1回

検査項目名	検査内容	予定人数	単価	価格
一般定期健康診断	<p>【全員対象】(人間ドック受診者を除く)</p> <p>①内科診察(既往歴及び業務歴の調査(喫煙歴及び服薬も含む)、自覚症状及び他覚症状の有無の検査) ②身長、体重測定 ③視力測定 ④聴力測定 ⑤血圧測定 ⑥尿検査(糖、蛋白、ウロビリノーゲン) ⑦胸部エックス線検査 ⑧血液検査(赤血球数、ヘモグロビン、白血球数、血小板数、ヘマトクリット、GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、尿酸、尿素窒素、血清クレアチニン、ヘモグロビン)</p>	70人	円	0円
	【35歳及び40歳以上、ほか希望者】	35人	円	0円
	⑨腹囲 ⑩心電図検査	35人	円	0円
	【希望者】			
	⑪胃部レントゲン(35歳及び40歳以上) ⑫便潜血検査 1回法 (40歳以上) ⑬喀痰検査 (40歳以上)	20人 20人 15人	円 円 円	0円 0円 0円
一般定期健康診断 小計①				0円

上記人数には、下記の特定業務従事者健康診断を含む。

●特殊健康診断 年2回

検査項目名	検査内容	予定人数	単価	価格												
特定業務従事者健康診断 ※労働安全衛生規則第45条	特定業務【別表3】に従事する者について一般定期健康診断と同項目の検査ただし、胸部エックス線検査、胃部レントゲン、便潜血検査及び喀痰検査については年1回(一般定期健康診断へ再掲)	2人														
有機溶剤等健康診断 (基本項目) ※有機溶剤中毒予防規則第29条	<p>問診</p> <p>①業務の経歴の調査 ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ③有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ④自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査</p> <p>尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)</p> <p>リスト中39の溶剤(ノルマルヘキサン)を使用する者 (尿中2-5-ヘキサンジオン)</p> <p>リスト中11の溶剤(キシレン)を使用する者 (尿中メチル馬尿酸)</p>	12人	円	0円												
特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断 ※特定化学物質障害予防規則第41条の2及び有機溶剤中毒予防規則第29条準用	<p>クロロホルムほか9物質の特別有機溶剤【別表2】の含有率(量)に応じた、「特</p> <table border="1"> <tr> <td>問診</td> <td>10人</td> <td>円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)</td> <td>10人</td> <td>円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)</td> <td>10人</td> <td>円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	問診	10人	円	0円	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	10人	円	0円	尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	10人	円	0円			
問診	10人	円	0円													
肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	10人	円	0円													
尿検査(蛋白、ウロビリノーゲン)	10人	円	0円													
電離放射線健康診断 ※電離放射線障害防止規則第56条	<p>問診</p> <p>⑤被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価 ⑥白内障に関する眼の検査(水晶体の混濁の有無) ⑦皮膚の検査(発赤、乾燥又は縦じわ、潰瘍、爪の異常の有無)</p> <p>血液検査</p> <p>⑧白血球数及び白血球百分率の検査 ⑨赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査</p> <p>※ 医師の診断(異常なし、要精密検査、要治療等)を記入すること</p>	5人	円	0円												
特殊健康診断 小計②				0円												
合計	小計①+小計②			0円												

入札書

記載要領

1. 入札件名 ○○○○○○○○○

2. 入札金額 ¥_____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び
代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権
限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市○○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に

競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市○○○○○○○○

氏名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代理人 ○○ ○○ 印

「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

(4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例～入札書のみ入れて下さい～

表面()

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

契約担当役
國立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村祐輔 殿

※ 氏名～法人の場合はその名称又は商号～を記入すること。

御社代表者印 3ヶ所(

裏面()

○○○株式会社

入札辞退届

件名：令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和4年5月17日開札 件名「令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月
日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との下記事項
に関する権限を委任します。

記

- 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関するることを含む）
- 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 復代理人を選任すること。
- 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課

提出先メールアドレス ei_ken-kai_kei@ni.bi.ohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年4月27日（水）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年5月12日（木）17時00分まで
入札書 : 令和4年5月16日（月）17時00分まで
開札日の日時 : 令和4年5月17日（火）14時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	令和4年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断（単価契約）
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	(質問) 入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かかった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的な業務:) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">()</div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。